

仮想通貨シリーズ (4)

資金決済法における仮想通貨に係る監査等

公認会計士 ^{さ せ たけし} 佐瀬 剛

1 はじめに

平成28年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)により、「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。)が改正された。この改正された資金決済法では、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して新たに登録制が導入され、平成29年4月1日の属する事業年度の翌事業年度より、仮想通貨交換業者に対しては、その財務諸表の内容について公認会計士又は監査法人による財務諸表監査が義務付けられている(資金決済法第63条の14 3項)(実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)19項)。

巨額の仮想通貨が流失した仮想通貨交換業者の事件は記憶に新しいが、仮想通貨交換業者は内部管理体制が充実していること、監査の前提である内部統制が適切に整備・運用されていることが強く求められる。仮想通貨の消失リスク、マネーロンダリングに利用されるリスク等を内包する新規ビジネスの監査であるため非常にリスクが高く、規制当局も重大な懸念を持っている。仮想通貨交換業者として監査を受けるに際しては、自社の内部統制の整備・運用状況が十分であるか、監査の実行可能性に問題ないかを十分に確認する必要がある。

目次	
1	はじめに
2	我が国で取り扱われている仮想通貨の特徴
3	資金決済法の改正
4	仮想通貨に係る監査

以下では、仮想通貨の特徴、仮想通貨交換業者に義務付けられている監査の内容等について整理する。

2 我が国で取り扱われている仮想通貨の特徴

いわゆる仮想通貨(virtual currency)は、FATF(The Financial Action Task Force、金融活動作業部会)から公表されたガイダンスによると「電子的に取引可能であり、かつ、交換手段、計量単位、又は価値の蓄積として機能する電子的な価値の表章であるが、いかなる法域においても法定通貨(すなわち、債権者に供された場合に、法的に有効な支払の提供となるもの)としての地位を有さないもの」であるとされている(本公開草案22項)。

また、仮想通貨は、法定通貨及び電子マネー(e-money)との比較で以下のような特徴を有するとされている(本公開草案22項)。

- | |
|---|
| (1) 仮想通貨は、硬貨や紙幣である各法域の法定通貨とは異なる。法定通貨は法的に通貨として指定され、流通し、発行国において交換媒体として使用され、受け入れられている。 |
| (2) 仮想通貨は、電子的価値として移転され、法定通貨の単位で表示された電子マネーとは異なる。電子マネーは、法定通貨の電子的な価値移転に係る仕組みであり、法定通貨としての価値を電子的に移転する。 |

改正された資金決済法では、仮想通貨が定義されているが、その内容は後述「3 資金決済法の改正」において記載する。

現時点では、世界的にはビットコインの時価総額が仮想通貨全体の時価総額の大きな割合を占める状況にあり、我が国でもビットコインを中心に仮想通貨が取引されている。ビットコインの特徴として図表1のようなものが言われている。

図表1 ビットコインの特徴

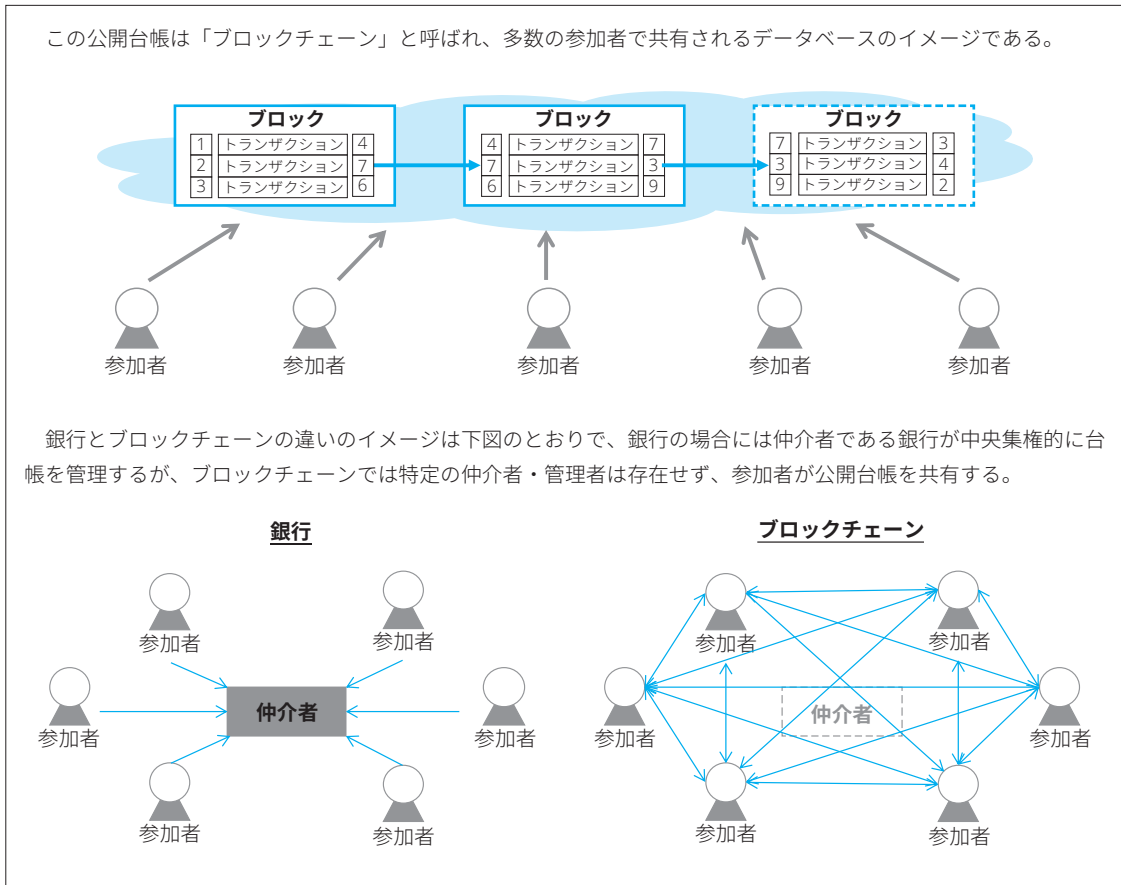
- ビットコインの特徴は以下のとおりである。

(1) 特定の発行者が存在しない

法定通貨は政府や中央銀行により発行され、その発行は政府や中央銀行により管理されているが、ビットコインには特定の発行者は存在しない。

(2) 特定の管理者が存在しない

ビットコインは、電子マネーのように特定の第三者が管理するものではなく、特定の管理者が存在しない。暗号技術を利用してP2Pネットワーク上の公開台帳に取引が記録される。



(3) 価格変動が大きい

法定通貨のように中央銀行など価値を保証する信頼された第三者が存在せず、ビットコインというシステムそのものへの信用のみが価値の裏付けとなることから、交換所（市場）で成立する市場価格は需要と供給に基づき大きく変動する。

(第359回企業会計基準委員会（2017年4月28日開催）6. 仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する検討 審議(6)-2 仮想通貨の検討の進め方 を加工して作成)

また、仮想通貨の利用者は、物品購入等の代金の決済 手段として利用する目的や価格変動により利益を得る投資目的で仮想通貨を取得していると言われている（図表2参照）。

図表2 仮想通貨の取得目的

▶ 決済手段の目的での利用
仮想通貨の利用者は、仮想通貨取扱店舗において物品購入等の対価の決済手段として仮想通貨を利用することができる。
なお、仮想通貨は、送金手段としても利用することもできる。送金元で仮想通貨を法定通貨により購入し、送金元が送金先に仮想通貨を送付した後、送金先において仮想通貨を法定通貨に交換すれば、金融機関を介さずに、瞬時に送金を行うことが可能である。
▶ 投資目的での利用
仮想通貨の利用者は、価格変動により利益を得るために投資目的で仮想通貨を保有することもある。また、仮想通貨の売買にあたっては、先物取引や信用取引も利用することが可能である。

(第359回企業会計基準委員会（2017年4月28日開催）6.仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する検討 審議(6)-2 仮想通貨の検討の進め方 を加工して作成)

3 資金決済法の改正

2016年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により、「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）が改正された。

この改正の背景は、不正利用の防止（マネーロンダリング・テロ資金供与規制）という国際的な要請への対応とともに、利用者保護の観点からの規制を通じて、利用者の信頼の確保するための環境整備がある。

資金決済法において「仮想通貨」が定義されている。資金決済法における仮想通貨の定義は図表3のとおりで（資金決済法第2条5項）、仮想通貨を1号と2号に分けている。

第1号では、前払式支払手段との棲み分けを意識して定義しており、その上で、第2号では、第1号の通貨と相互に交換可能なものも仮想通貨に含めるという構成となっている。

資金決済法では、前払式支払手段発行者が発行するいわゆる「プリペイドカード」や、ポイント・サービス（財・サービスの販売金額の一定割合に応じてポイントを発行するサービスや、来場や利用ごとに一定額のポイントを発行するサービス等）における「ポイント」は、資金決済法上の仮想通貨には該当しないとされている（図表3の1号通貨の1、2のコメントを参照）。また、いわゆる仮想通貨が資金決済法上の仮想通貨に該当するか否かは、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるとされている（本公開草案24項）。

図表3 仮想通貨の定義

1号仮想通貨		
	第2条5項1号	コメント
1	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる	特定の者に対してのみ使用可能なものは含まれないため、いわゆる電子マネー、プリペイドカード、ゲーム内通貨などの前払式支払手段や企業ポイントについては、通常の形態のものであれば含まれない。
2	不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる	
3	財産的価値	資金決済法上の仮想通貨に財産権は認められるのかどうかについて法令上明らかではない。
4	電子機器その他の物に電子的方法により記録されているもの	
5	本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産でない	法定通貨や一定金額の法定通貨との交換が約束されたデジタル通貨は含まれない。
6	電子情報処理組織を用いて移転することができる	

2号仮想通貨		
	第2条5項2号	コメント
1	不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの	例えば、ビットコインとの間で取引が行われているものが含まれる。

4 仮想通貨に係る監査

資金決済法の改正により、仮想通貨交換業者に対する種々の規制が導入され、その中で、「仮想通貨交換業者」

(資金決済法第2条8項) に該当する事業者に対して登録を求めるとともに、財務諸表監査及び分別管理監査を義務付けている。

【資金決済法より抜粋（下線は筆者による）】

第二条

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

8 この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

(仮想通貨交換業者の登録)

第六十三条の二 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

(1) 財務諸表監査

仮想通貨交換業に関する報告書（資金決済法第63条の14 1項）には、財務に関する書類、当該書類についての監査報告書を添付しなければならない（資金決済法第63条の14 3項）とされている。

仮想通貨交換業に関する報告書は、事業年度の末日から3か月以内に金融庁長官に提出しなければならないとされている（仮想通貨交換業者に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）29条1項）。

【資金決済法、内閣府令より抜粋（下線、（※）は筆者による）】

(報告書)

第六十三条の十四 仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣府令

(仮想通貨交換業に関する報告書)

第二十九条 法第六十三条の十四第一項の仮想通貨交換業に関する報告書は、事業概況書及び仮想通貨交換業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十一号（外国仮想通貨交換業者にあつては、別紙様式第十二号）により作成し、事業年度の末日から三月以内（外国仮想通貨交換業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 仮想通貨交換業者（第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣府令

第三十条 法第六十三条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

- 3 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。(※)

内閣府令
第二十九条

- 2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。)及びこれら書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(※)「監査を受けなければならない」という条文ではないため、例えば、会社法監査を受けている場合はその監査報告書を添付することで代替可能である。

(2) 分別管理監査

分別管理が求められ、その管理状況について、監査を受けなければならない(資金決済法第63条の11 2項)とされている。

公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し(内閣府令30条2項4号)を利用者財産の管理に

関する報告書(資金決済法第63条の14 2項)に添付しなければならない(内閣府令30条1項)とされている。

利用者財産の管理に関する報告書は、四半期末日から1か月以内に金融庁長官に提出しなければならないとされている(内閣府令30条1項)。

【資金決済法、内閣府令より抜粋(下線、(※)は筆者による)】

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

- 2 仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に(※)、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。

内閣府令
(分別管理監査)

第二十三条 仮想通貨交換業者は、法第六十三条の十一第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査(以下「分別管理監査」という。)を受けなければならない。

(※) 分別管理監査の基準日は決算日である必要はない。

(報告書)

第六十三条の十四

- 2 仮想通貨交換業者(第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣府令

第三十条 法第六十三条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

- 4 第二項の報告書には、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

内閣府令
第三十条

- 2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 四 分別管理監査を受けた場合 公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

(3) 日本公認会計士協会における監査実務指針の策定状況

① 財務諸表監査

財務諸表監査に係る実務指針は検討中のため公表されていない。

② 分別管理監査として行う合意された手続業務

2017年5月31日に、業種別委員会実務指針第55号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」（以下、「業種別委員会実務指針第55号」という。）が公表されている

（詳細は本誌2017年11月号の仮想通貨シリーズ(2)で解説している）。

なお、平成29年7月20日付で、金融庁から「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件」が公表され、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第23条1項に規定する金融庁長官の指定する規則として業種別委員会実務指針第55号が指定されており、資金決済法では分別管理監査となっているが、いわゆるAUP、「合意された手続業務」であることが明確にされている。

【業種別委員会実務指針第55号のポイント】

- 仮想通貨交換業者が自らの分別管理の状況を評価するに当たり、参考にするチェック項目及びチェックのポイントについて、仮想通貨交換業者に関する内閣府令及び事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係16 仮想通貨交換業者関係）を基に、具体例を付録として作成している。
- これに対応する合意された手続業務を行う際の参考として、金融商品取引業者において行われていた顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務における実務を参考に、合意された手続及び合意された手続実施結果の具体例を付録として作成している。
- 仮想通貨は電子情報処理組織を用いて移転されるものであり、その管理は情報通信技術に大きく依存するため、分別管理に係るIT全般統制もチェック項目及びチェックのポイント並びに合意された手続及び合意された手続実施結果の具体例を提示している。
- なお、公表日からの適用とされている。

(4) 資金決済法の施行

資金決済法、内閣府令は2017年4月1日から施行されている。また、事務ガイドラインも2017年4月1日から適用されている。

監査報告書の添付（資金決済法63条の14 3項、内

閣府令29条2項。前述4. (1)参照。）は、内閣府令の施行日の属する事業年度の翌事業年度から適用するとされている（内閣府令附則3条）。

財務諸表監査と分別管理監査の適用開始時期をまとめると図表4のようになる。

図表4 監査の適用開始時期

	適用開始	3月決算の場合
財務諸表監査	内閣府令の施行日（2017年4月1日）の属する事業年度の翌事業年度から適用。	2019年3月期～
分別管理監査	改正資金決済法、内閣府令は2017年4月1日から施行。	2018年3月期～

以上